

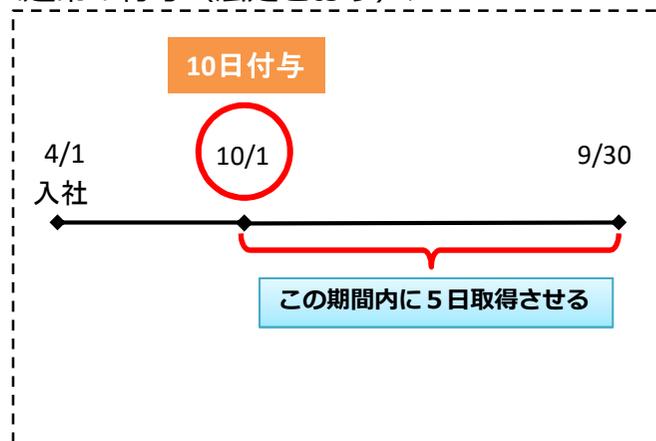
条文案 (第1項)

使用者は、法第三十九条第七項ただし書の規定により同条第一項から第三項までの規定による十労働日以上の有給休暇を与えることとしたときは、当該日数のうち五日については、基準日(法第三十九条第七項の基準日をいう。以下この条において同じ。)より前の日であって、当該日以降に十労働日以上の有給休暇を与えることとする日(以下この条において「第一基準日」という。)から一年以内の期間にその時季を定めることにより与えなければならない。

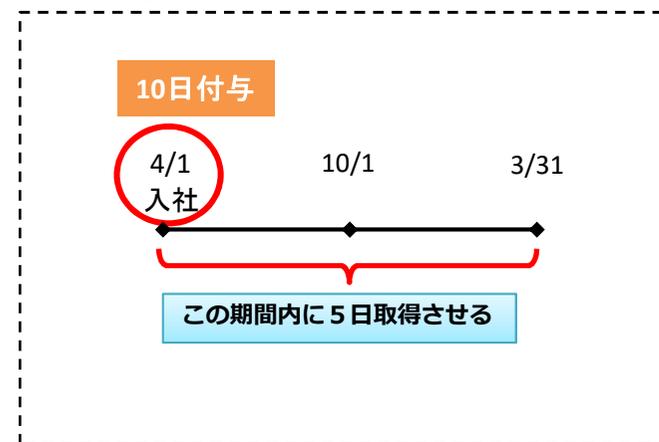
第1項の内容：通常の前倒しの際の扱い

法定の基準日(※4月1日入社の場合であれば10月1日)より前に10労働日以上の子休を与えることとしたときは、その日から1年以内に5日の年休を取得させなければならない。例えば、下の例のとおり、入社日である4月1日に10日の年休を与えることとした場合には、翌年の3月31日までに5日取得させることとなる。

<通常の付与(法定どおり)>



<第1項の場合>



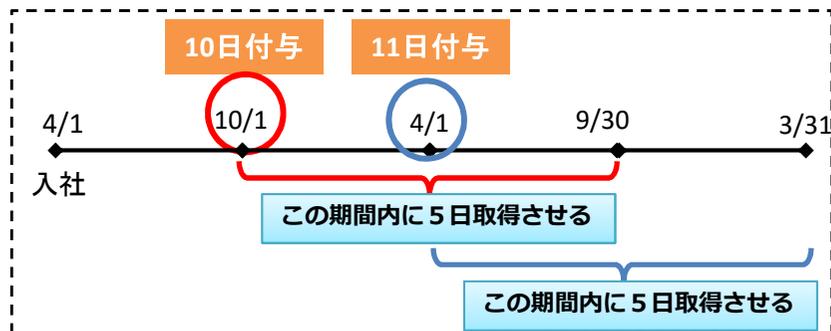
条文案（第2項）

前項の規定にかかわらず、使用者が法第三十九条第一項から第三項までの規定による十労働日以上の有給休暇を基準日又は第一基準日以降に与えることとし、かつ、当該日から一年以内の特定の日（以下この条において「第二基準日」という。）以降に新たに十労働日以上の有給休暇を与えることとしたときは、履行期間（基準日又は第一基準日を始期として、第二基準日から一年を経過する日を終期とする期間をいう。以下この条において同じ。）の月数を十二で除した数に五を乗じた日数について、当該履行期間中に、その時季を定めることにより与えることができる。

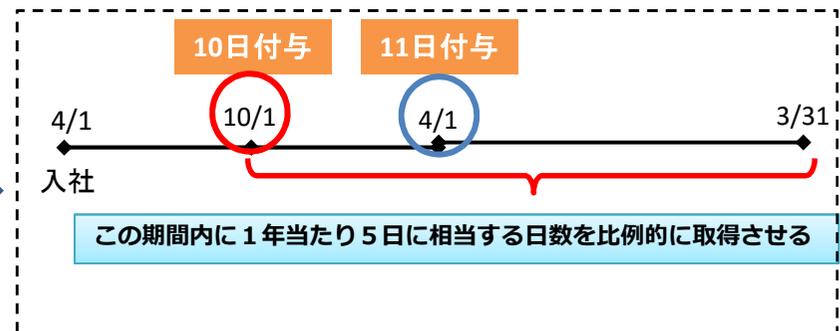
第2項の内容：ダブルトラック発生時の特例

入社した年とその翌年とで年休の付与日が異なる等の理由から、5日の時季指定義務の履行期間に重複が生じる、いわゆる「ダブルトラック」が発生する場合には、年休の取得状況の管理が複雑になり得る。このため、「最初に10日の年休を与えた日から、1年以内に新たに10日の年休を与えた日から1年を経過するまでの期間」（＝重複が生じている履行期間の第1の履行期間の始期から第2の履行期間の終期までの間）の長さに応じた日数を当該期間中に取得させることも認める。

<通常の付与（法定及び第1項）>



<第2項の場合>



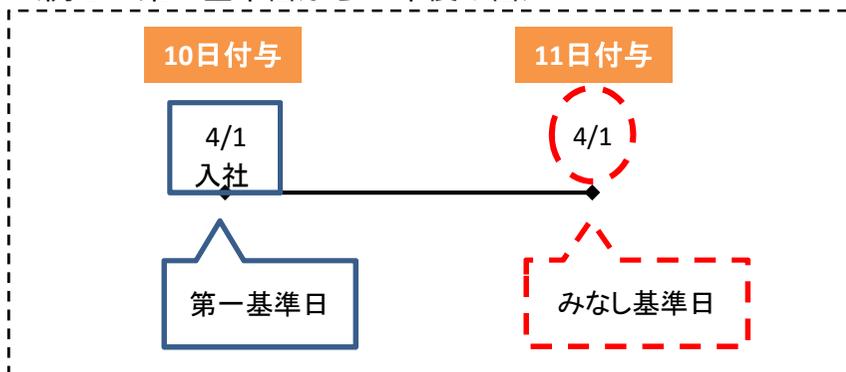
条文案（第3項）

第一項の期間又は第二項の履行期間が経過した場合においては、その経過した日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日を基準日とみなして法第三十九条第七項本文の規定を適用する。

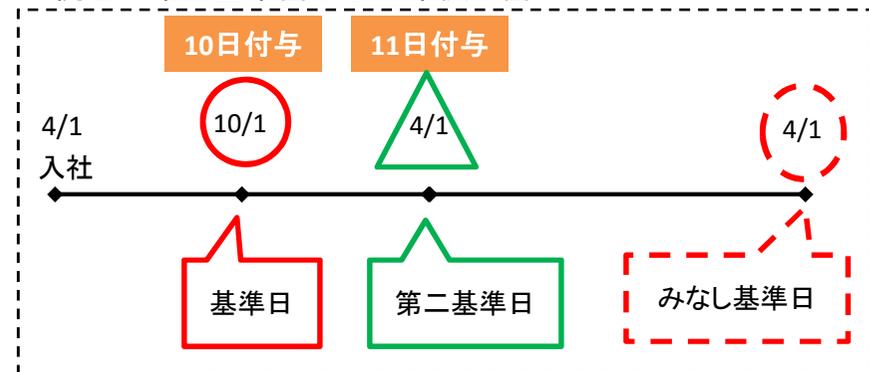
第3項の内容：特例期間後の取扱い

第1項・第2項による履行期間がそれぞれ経過した後は、第一基準日又は第二基準日から一年後の日が基準日とみなされ、法第39条第7項本文を適用する。下の例1・例2では2年目あるいは3年目の年休付与日が基準日とみなされることになる。

<例1 第一基準日から一年後の日>



<例2 第二基準日から一年後の日>



条文案（第4項）

使用者が法第三十九条第一項から第三項までの規定による有給休暇のうち十労働日未満の日数について基準日以前の特定的日（以下この項において「特定日」という。）以降に与えることとした場合において、当該日数と、他の特定日以降に与えることとする有給休暇の日数を合わせて十労働日以上になるときは、これらの特定日のうち最も遅い日を第一基準日とみなして前三項の規定を適用する。この場合において、第一基準日とみなされた日より前に、法第三十九条第五項又は第六項の規定により、与えた有給休暇の日数分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

第4項の内容：履行期間前の年休取得の取扱い

年休を前倒しで分割して付与する場合、付与した年休の日数の合計が10労働日に達した日が第一基準日となり、その日から使用者の時季指定義務が発生する。分割して付与された日数が10労働日に達する前に、事前に分割して付与された分の年休を法第39条第5項又は第6項によって取得した場合には当該日数分については、時季指定義務を課さないこととする。下の例では、労働者が基準日の前に3日間年休を取得しているので、使用者は5労働日の年休を付与すべきところ、2日で足りることとなる。

※ 法定の基準日（以下の事例では10月1日）が第一基準日となる場合も含む。

<第4項の場合>

